

高根沢町^{みちぶしん}道普請事業原材料支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域が相互に協力することにより地域コミュニティの活性化を図り、地域にある未舗装道路のコンクリート舗装工事を行う事業（以下「道普請事業」という。）に対して、町が予算の範囲内において行う原材料の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 原材料の支給対象となる道普請事業は、用地の取得による拡幅を伴わない未舗装道路のコンクリート舗装工事とする。

2 前項の未舗装道路は、1級町道、2級町道又は認定外道路であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 延長50m以上、幅員3.0m以上のもの

(2) 沿線に居住する者又は土地の利用者を合わせて5世帯以上有しているもの

(3) 町長が公益上必要と認めたもの

3 支給の対象となる原材料は、生コンクリート、砕石及び型枠等のコンクリート舗装に用いる資材とする。

4 砕石の敷均し及び締固めのため必要な機械等（当該機械等のオペレーターを含む。）の借上料は、町が負担する。

(支給申請)

第3条 支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業計画書（参考様式1）、位置図、組織者名簿（参考様式2）を添えて、町長に様式1により支給申請をしなければならない。

2 支給申請の期間は、毎年4月1日から5月31日までとする。ただし、当該期間内の申請で予算に達しなかった場合又は町長が特に認める場合は、この限りでない。

(支給の決定)

第4条 町長は、前条の申請があったときは、支給決定又は不支給決定について、様式2-1又は様式2-2により申請者に通知するものとする。

2 前項の支給決定又は不支給決定の通知は、毎年6月1日から6月30日までに行うものとする。ただし、前条第2項ただし書の規定による申請に対する通知は、この限りでない。

3 第1項の規定により支給決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の支給申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに町長に様式3により支給変更申請を行い、様式4による決定を受けなければならない。

（工事完了）

第5条 交付決定者は、工事が完了したときは、工事の施工前、施工中（路盤及び表層）及び施工後の写真を添えて、遅滞なく道普請事業完了届（様式5）を町長に提出しなければならない。

（不支給）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、原材料の全部又は一部を支給しないものとする。

- （1） 支給条件に違反したとき。
- （2） 町長の承認を受けないで事業計画又は実施設計を変更したとき。
- （3） 工事の全部又は一部を中止したとき。
- （4） 期限内に工事が竣工しないとき。

附 則

この要領は平成16年 9月 1日から施行するものとする。

この要領は平成22年 4月 1日から施行するものとする。

この要領は平成25年 5月 1日から施行するものとする。

この要領は平成26年 9月 1日から施行するものとする。

この要領は令和 3年 4月 1日から施行するものとする。